

2015.1.22(THU)

14:30~16:30

関西大学千里山キャンパス

児島惟謙館1階第1会議室

デジタル世界における 財の帰属

ドイツでは、2011年に、産官学共同プロジェクトである高度技術戦略「Industrie 4.0(第4次産業革命)」が採択された。Industrie 4.0とは、インターネット等の情報通信技術を介し、モノやサービスとの連携を図ることで、生産設備や物流設備のネットワーク化、生産調整の自動化等の実現をねらいとしたものであるが、そこで重要な役割を果たすのがデータである。つまり、設備等に記録されたデータ解析によって、顧客の要望に合わせた柔軟かつ効率的な対応が可能となり、データが固有の「財」として機能することになる。近年、わが国においても、いわゆる「ビッグデータ」がビジネス業界で注目され、その活用方法が議論されており、こうした動きとも関連するテーマである。他方、法的な観点からも、こうした一連の動きは財の多様化をめぐる議論において注目度の高いトピックとなっている。本報告では、デジタル世界における情報財とりわけユーザーデータについて、財としての性質、データ利用の経済的側面など多角的な観点から考察を加え、財の帰属について検討するものである。

※聴講自由・申込不要

講演者

Prof. Dr. Herbert ZECH(ヘルベルト・ツェヒ)

(スイス・バーゼル大学法学部教授) ※講演言語:ドイツ語

司会・通訳

寺川 永 (欧州私法研究班主幹、法学部教授)

主催

関西大学法学研究所

基盤研究(A)「財の法」の基礎理論構築と立法論的展開

研究代表者 吉田 克己(早稲田大学大学院法務研究科教授)